

一 宮 町 長 馬 淵 昌 也 様

一宮町監査委員 森 田 善 宏

一宮町監査委員 藤 乗 一 由

令和元年度一宮町健全化判断比率等の審査結果報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき提出された令和元年度一宮町健全化判断比率及び令和元年度一宮町公営企業会計資金不足比率について審査した結果、概要を以下のとおり報告します。

審 査 意 見 書

1. 審査の対象

- (1) 令和元年度における財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類
- (2) 令和元年度における公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2. 審査の期日

令和2年8月24日（月）

3. 審査の方法

町長から審査に付された一宮町の令和元年度財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率並びにそれぞれの算定の基礎となる事項を記載した書類について、それらが適正に作成され、基礎となる書類が整っているかどうか。また、経年でそれぞれ大幅な変動がないかどうか。変動がある場合にはそれらについて合理的な理由があるかどうか等に主眼を置いて審査を行った。

4. 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びそれらの算定の基礎となる書類については、いずれも適正に作成され、問題がないものと認められた。

5. 審査意見

審査に付された一宮町の令和元年度財政健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び公営企業の資金不足比率は、次のとおりであり、数値はいずれも適正であり国の示す早期健全化基準を下回っています。

実質赤字比率・連結実質赤字比率は、黒字のため数値は表示されていません。

実質公債費比率は、6.0%で昨年と同率です。早期健全化基準を大幅に下回り、昨年の町村平均も6.0%で、ほぼ平均的な位置にあり、特に問題はないと思います。

将来負担比率は、前年度33.7%から本年度52.0%と18.3%増加しています。これは、中央ポンプ場改修に伴う債務負担行為の増加によるもので、事業終了後は若干の改善は見込まれますが、事業に伴う起債の借入により地方債残高が増えるため、大幅な改善は見込めません。

今後は、上総一ノ宮駅東口整備事業や中央ポンプ場改修に伴う起債償還が増え、公債費の増加が見込まれるとともに、各公共施設の老朽化等による改修も必要と考えます。

このような状況から、町の財政計画と現在策定中の個別施設の長寿命化計画や見直しが行われる一宮町総合戦略との整合性をしっかり図り、計画的な事業実施に努められることを強く望みます。

令和元年度 健全化判断比率

(単位:%)

年度等 比率	令和元年度	早期健全化基準	参 考	
			平成30年度	町村平均(H30)
実質赤字比率	—	15.00	—	—
連結実質赤字比率	—	20.00	—	—
実質公債費比率	6.0	25.0	6.0	6.0
将来負担比率	52.0	350.0	33.7	19.2

令和元年度 資金不足比率

(単位:%)

年度等 会計名等	令和元年度	経営健全化基準	参 考 平成30年度
農業集落排水事業特別会計	—	20.0	—

6. 比率算出概要

(1) 実質赤字比率

(単位:千円、%)

項 目	金 額
① 一般会計等の実質収支額	△ 248,206
② 標準財政規模	2,978,214
実質赤字比率	△ 8.33

(注) 実質収支額が黒字の場合は、比率計算のためマイナス表示にする。

実質赤字比率 = (①一般会計実質収支額 ÷ ②標準財政規模) × 100 = △8.33%

〈比率計算の対象範囲〉 一般会計

〈比率算出結果の表示方法〉 比率がマイナスなので黒字となる。

従って、審査意見での記述は「—」とした。

以下、(2)、(5)も同様である。

(2) 連結実質赤字比率

(単位:千円)

項 目	金 額
① 一般会計等の実質収支額	△ 248,206
一般会計	△ 248,206
③ 公営事業会計(公営企業除く)の実質収支額	△ 87,997
国民健康保険事業特別会計	△ 56,745
介護保険特別会計	△ 31,252
後期高齢者医療特別会計	0
④ 公営企業会計の実質収支額	△ 4,366
農業集落排水事業特別会計	△ 4,366
② 標準財政規模	2,978,214
連結実質赤字比率	△ 11.43

(注) 実質収支額が黒字の場合は、比率計算のためマイナス表示にする。

連結実質赤字比率 = (①一般会計等の実質収支額 + ③公営事業会計の実質収支額 + ④公営企業会計の実質収支額) ÷ ②標準財政規模 × 100 = △11.43%
 (比率計算の対象範囲) 一般会計、公営事業会計(国保・介護・後期)及び公営企業会計(農集)

(3) 実質公債費比率

(単位:千円、%)

項 目	平成29年度	平成30年度	令和元年度
⑤ 元利償還金	364,782	343,860	342,507
公債費充当一般財源等	364,782	343,860	342,507
一時借入金利子	0	0	0
⑥ 準元利償還金	106,216	103,219	120,096
満期一括償還地方債の年度割相当額	0	0	0
公営企業の地方債償還に充てた繰入金	36,627	27,540	24,993
一部事務組合の地方債に充てた負担金	51,348	51,484	52,136
公債費に準ずる債務負担行為額	18,241	24,195	42,967
⑦ 償還のための特定財源	0	0	0
⑧ 交付税算入公債費等	306,755	300,171	292,999
災害復旧費等に係る基準財政需要額	241,764	240,248	235,511
事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	52,908	47,803	45,384
密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	12,083	12,120	12,104
② 標準財政規模	2,958,049	2,953,683	2,978,214
標準税収入額等	1,714,079	1,719,543	1,767,311
普通交付税額	1,066,165	1,057,591	1,066,008
臨時財政対策債発行可能額	177,805	176,549	144,895
実質公債費比率(単年度)	6.19482	5.53636	6.31622

単年度実質公債費比率 = ((⑤元利償還金 + ⑥準元利償還金) - (⑦償還のための特定財源 + ⑧交付税算入公債費等)) ÷ (②標準財政規模 - ⑧交付税算入公債費等) × 100 = 6.316

実質公債費比率 = (28年度実質公債費比率 + 29年度実質公債費比率 + 30年度実質公債費比率) ÷ 3か年 = 6.0% ※小数点第1位未満切捨て

(比率計算の対象範囲) 一般会計、公営事業会計、公営企業会計及び一部事務組合

(4) 将来負担比率

(単位:千円)

項 目	金 額	※参考 H30
⑨ 将来負担額	6,322,209	6,071,470
地方債現在高	3,364,577	3,353,777
債務負担行為の支出予定額	1,199,365	861,422
公営企業債等繰入見込額	153,882	177,717
組合等負担見込額	330,293	338,776
退職手当負担見込額	1,274,092	1,339,778
設立法人の負債額等負担見込額	0	0
連結実質赤字額	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0
⑩ 充当可能財源	4,923,274	5,176,858
充当可能基金	1,801,286	1,981,006
充当可能特定歳入	0	0
基準財政需要額算入見込額	3,121,988	3,195,852
⑧ 交付税算入公債費等	292,999	300,171
② 標準財政規模	2,978,214	2,953,683
将来負担比率	52.0	33.7

将来負担比率 = (⑨将来負担額 - ⑩充当可能財源) ÷ (②標準財政規模 - ⑧交付税算入公債費等) × 100 = 52.0%

〈比率計算の対象範囲〉一般会計等、公営事業会計、公営企業会計、一部事務組合及び公社等

(5) 資金不足比率

農業集落排水事業特別会計(法非適用企業)

(単位:千円)

項 目	金 額
⑪ 資金不足額((ア+イ+ウ)-エ)	△ 4,366
ア. 実質赤字額	△ 4,366
イ. 支払繰延・事業繰越	0
ウ. 建設改良費以外の経費の財源に充てるための地方債現在高	0
エ. 解消可能資金不足額	0
⑫ 事業規模(オ-カ)	36,379
オ. 営業収益に相当する収入の額	36,379
カ. 受託工事収益に相当する収入の額	0

資金不足比率 = ⑪資金不足額 ÷ ⑫事業規模 × 100 = △12.0%